

議案第59号

東近江市国民健康保険診療所条例及び東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険診療所条例及び東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険診療所条例及び東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第1条 東近江市国民健康保険診療所条例(平成17年東近江市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、病床数」を削る。

第3条第2号中「主旨」を「趣旨」に改め、「これが」を削り、同条第3号中「国民健康保険診療所」を「診療所」に、「健全なる」を「健全な」に改め、同条第4号中「主旨」を「趣旨」に改める。

第4条の見出し中「診療」の次に「及び居宅介護サービス」を加え、同条第1項中「東近江市」を「本市」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及びその被扶養者、法令の規定により組織する共済組合の組合員及びその被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療の被保険者並びに他の市町村の国民健康保険の被保険者その他の者に対しても行うことができる。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 診察

第4条第1項第5号中「手術及び」を「、手術」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

前条第1項の診療を受けた者は、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額
- (2) 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額

第5条第2項中「納めなければ」を「納付しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害補償等に関する法令の規定の適用を受ける診療については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定の適用を受ける診療 労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基発第72号労働省労働基準局長通知)により算定した額
- (2) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用を受ける診療 前項第1号の規定により算定した額に10分の15を乗じて得た額

第6条の見出し中「文書の」を削り、同条中「又はその他」を「その他の」に、「請求するものについて」を「受けようとする者」に、「別表第3」を「別表第2」に、「徴収する」を「納付しなければならない」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第2項第1号中「第4条各号に掲げる診療」を「第4条に規定する診療又は居宅介護サービス」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「利用料金」を「前項の場合において、利用料金」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 第5条及び第6条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第5条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「手数料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第10条を第9条とする。

第11条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	診療科目	位置
東近江市永源寺診療所	内科 小児科 整形外科	東近江市山上町1352番地
東近江市永源寺東部出張診療所	内科 小児科	東近江市蓼畑町510番地
東近江市あいとう診療所	内科 小児科 整形外科	東近江市妹町29番地

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

（東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 東近江市病院事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

- 2 病院事業を行う病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東近江市立能登川病院	東近江市猪子町191番地
東近江市蒲生医療センター	東近江市桜川西町340番地

第1条に次の1項を加える。

- 3 東近江市蒲生医療センターに付設する診療所の名称及び位置は、次のとおりと

する。

名称	位置
東近江市長峰診療所	東近江市宮川町244番地921
東近江市鋳物師診療所	東近江市鋳物師町708番地

第2条第3項を次のように改める。

3 病院及び診療所（以下「病院等」という。）の診療科目は、規則で定める。

第2条第4項中「病院」の次に「等」を、「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第3条第1項中「病院」の次に「等」を加え、「又は」を「、」に、「納めなければ」を「納付しなければ」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額

(2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額

(3) 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額

第3条第1項第4号中「あつては、」の次に「別表第1又は」を加える。

第4条第1項中「、その他」を「その他の」に、「請求する」を「受ける」に、「納めなければ」を「納付しなければ」に改め、同条第2項中「から」を「及び」に改め、「まで」を削る。

第10条第1項、第2項第1号及び第2号並びに第3項並びに第11条第1項中「病院」の次に「等」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分			金額
特別の療養環境の提供に係る室料	特別室	市内に居住する者	1 日につき8,800円
		市外に居住する者	1 日につき11,000円
	個室A	市内に居住する者	1 日につき6,600円
		市外に居住する者	1 日につき8,800円
	個室B	市内に居住する者	1 日につき4,400円
		市外に居住する者	1 日につき6,600円
備考			
1 入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。			
2 この表の金額の欄に定める額は、消費税額及び地方消費税額を含む。			

別表第2中「各労働基準局長と協定した費用の額の算定方法」を「労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号労働省労働基準局長通知）」に、「100分の150」を「10分の15」に、「得た金額」を「得た額」に改める。

附 則

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による滋賀県知事の許可を受けた日から施行する。

提案理由

東近江市蒲生医療センターを診療所から病院へ移行するとともに、使用料を適正な水準に改めたく、本議案を提出するものである。